

判決年月日	平成19年4月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成18年（行ケ）第10281号		
○ 審決には、審査及び審判手続で挙示されたことのない特定の技術事項を周知技術として摘示し、かつ、これを引用例として用いた違法があるとして、拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決を取り消した事例			

（関連条文） 特許法50条

原告は、発明の名称を「取引可否通知方法、取引可否通知システム、及び中央装置」とする特許出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、これに対する不服審判請求をした。

特許庁は、相違点2に係る本件補正発明1の「端末装置から中央装置に人物情報を送信する際に第1人物情報と第1人物情報とは異なる第2人物情報との2つの人物情報に分けて送信している」との構成について、「業務の中で、一方の部署から、他方の部署へ書類を送付し、他方の部署で審査処理を行う場合に、その処理に要する時間を短くするために、一方の部署でできあがった書類を順に他方の部署に送付し、他方の部署では、それらの書類を順次受け取って処理を順次開始し進行させていき、最後に順次進行させた処理の総合的な結果に基づいて承認するか否かの結果を示すことは、業務処理の態様として、普通に取られている手法である。」から、当業者が容易になしうる技術的事項にすぎないとして、拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした。

本判決は、次のとおり判示して、不服審判請求を不成立とした審決を取り消した。

「審決が認定した『業務の中で、一方の部署から、他方の部署へ書類を送付し、他方の部署で審査処理を行う場合に、その処理に要する時間を短くするために、一方の部署でできあがった書類を順に他方の部署に送付し、他方の部署では、それらの書類を順次受け取って処理を順次開始し進行させていき、最後に順次進行させた処理の総合的な結果に基づいて承認するか否かの結果を示すこと』は、たとえ周知技術であると認められるとしても、特許法29条1、2項にいう刊行物等に記載された事項から容易想到性を肯認する推論過程において参酌される技術ではなく、容易想到性を肯認する判断の引用例として用いているのであるから、刊行物等に記載された事項として拒絶理由において挙示されるべきであったものである。しかも、本件補正発明1が引用例1に記載された発明と対比した場合に有する相違点2の構成は、本願発明の出願時から一貫して最も重要な構成の一つとされてきたのであり、出願人である原告が、審査及び審判で慎重な審理判断を求めたものであるのに、審決は、この構成についての容易想到性を肯認するについて、審査及び審判手続で挙示されたことのない特定の技術事項を周知技術として摘示し、かつ、これを引用例として用いたものであるから、審判手続には、審決の結論に明らかに影響のある違法があるものと断じざるを得ない。」